

はしがき

本書は「社会保障法における対立軸」を共通のテーマとするものであり、「社会保障の枠組み」、「社会保険」、「社会福祉」の3つの視点から、主要な論争点を描き出している。そして最後に、全体のまとめとして、その対立軸を法的な議論に昇華する方法論が述べられている。

1990年代後半から始まった社会福祉基礎構造改革、2000年の介護保険制度のスタート、2004年の年金制度改革、2006年の医療制度改革、さらには生活保護制度の自立支援プログラムの進展と、日本の社会保障はこの10年余りの間、大きな変革のまっただなかにある。

そこでの政策的なキーワードは「持続可能な社会保障」である。2007年に出された「骨太の方針2007」においても、質の高い社会保障制度の構築と題して「自立の精神を大切にしつつ、わかりやすく親切で信頼でき、かつ国民のニーズにこたえた安全・安心で質の高いサービスを安定的に提供する持続可能な制度」を構築する、と明記されている。

だが、ここでいう「持続可能な社会保障」とは、いかなる状況を言い、どのような方向性を指すのだろう。現代の制度変革のありようをみても、残念ながら、日本の社会保障における普遍的な価値観を見つけ出すことは困難である。これまでも社会保障をめぐるさまざまな議論がなされているものの、制度や歴史的経緯について十分な理解がなされていないと思われるものがある。表面のみをたどる誤解・無知、そして経済的な損得勘定からなる議論は、語るべき制度の本質を歪め「持続不能な社会保障」におとしめてしまうものにしかならないだろう。

財政的要因などで動いてしまう一面的な考察方法では「持続可能な社会保障」の本質的な議論は不可能である。社会保障における特定の制度において、どのような力学が働き、制度理念の変容や政策意図の変化が繰り返されている

のかを、歴史的かつ構造的に論じていくことにより、社会保障をめぐるの冷静な議論が可能になるのではないだろうか。そのような思いをこめ、本書では、社会保障法における、領域ごとの基本的な価値の対立軸と法的な争点を際立たせて論じることにより、諸制度への影響を多角的・構造的に論じることを意識した。

第Ⅰ部は「社会保障の枠組みをめぐる対立軸」と題し、大曾根、品田、古橋、山田晋、本沢の5論文を収めている。社会保障の枠組みを構成する基本要素である「ひと・国・制度」をめぐり、執筆者が意図する「対立軸」を通じ、社会保障における枠組みのあり方を明らかにしようとするものである。

巻頭の大曾根論文は、「社会保障の理念と実態」と題し、小泉構造改革における社会保障の崩壊過程を詳細に描き出す。本来、社会保障がもつべきはずの理念と社会保障における実態が、今まさに乖離しようとしていることが明らかにされている。

社会保障における「ひと」をめぐる対立軸を論じたのが、品田論文と古橋論文である。

品田論文は、社会保障立法における「自立」の概念を丁寧に解きほぐしたうえで、社会保障給付受給者に近年「自立」が強調されるようになった背景を分析する。そこから社会保障における自立の意味として、「義務としての自立」と「権利としての自立」という2つの価値観を軸に、それらの価値観がもつ意味と限界を示している。

古橋論文では、社会保障給付受給者における「自己決定」と「第三者支援」を対立軸におく。これらの対立軸が最も複雑に錯綜する、児童虐待と高齢者介護における援助場面から、自己決定を行うことが困難、かつ第三者による支援を求めることも、受けることも十分にできない、狭間におかれた社会保障の給付対象者に焦点をあてて、その法的課題を指摘している。

社会保障における「国」をめぐる対立軸を論じたのが、山田晋論文である。ILOがスローガンに掲げる“Social Security for All”の概念がどのような手法により達成可能かという問題を契機に、従来の社会保障制度のパラダイムを整

理したうえ、「先進国・工業化諸国における社会保障」と「発展途上国における社会保障」を対立軸とし、その労働者モデルと市民権モデルの比較を通じ、異同を分析する。

本沢論文は、「制度」をめぐる対立軸を問題とする。具体的には、近親婚内縁と重婚的内縁に関わる判例を素材とし、民法上の「配偶者」と遺族年金法上の「配偶者」について考察を行う。日本では、事実上の生活実態の尊重という視点から内縁配偶者の法的地位を認める傾向にあるが、このことが裁判例を通じなしくずし的に行われてきたため、「民法制度」と「社会保障制度」をめぐる法的な議論が成熟しておらず、判例においても論理的整合性がとれていない点が指摘される。

第Ⅱ部では「社会保険をめぐる対立軸」が論じられ、畑中、長沼、森田、春田、小西の5論文を収めている。

畑中論文は、学生無年金障害者訴訟を題材に、国民年金法における被保険者の存在を「任意」と「強制」の面から論じる。国民年金における被保険者像がどのように想定されていたのかを歴史的に分析しつつ、かつて国民年金において任意被保険者とされていた「20歳以上の学生」と「被扶養配偶者」の扱いの相違を明確にしたうえで、社会的連帯・相互扶助という観点から学生の任意加入における課題を指摘する。

長沼論文は、個人年金保険における終身年金を題材に、年金制度における「公」「私」の枠組みを検討する。民間の個人年金保険の定型性・適格性・安全性について分析することにより、結果として公的年金における終身年金の意義の必要性を導き出す。そのうえで、現在の社会保障における公私分担論における分析手法のあり方について、多角的検討の必要性を論じている。

森田論文は、三菱長崎造船所の退職手当関連制度と社会保障立法との比較・照合を通じ、退職所得保障における「企業自治」と「国の関与」の関係性を論じる。両者がさまざまな関係性を形成しながら変遷してきた点が、いくつかの特徴から論じられており、今日の企業内福利厚生と国の制度のあり方を示唆す

るものである。

春田論文は、占領下における沖縄の医療保険制度、特に償還払い方式につき、その展開過程と課題点を歴史的資料から丁寧に解きほぐす。貧困状況で「払えない」状況にあった沖縄での保険医療のあり方について、保険料の滞納問題が大きな課題となっている現在の状況と重ね合わせて検討されることにより、現代的に重要な意味をもつ。

小西論文は、介護保険料の減免をめぐる「保険者自治」と「国の関与」を問題の対立軸におく。介護保険料についての国の考え方を分析したうえ、東京都多摩地区における保険料減免の議論から、保険料減免をめぐる保険者の保険自治のあり方の変化を指摘する。保険者自治が、国の関与を不当に受けている現実、真の保険者自治とは何かを考えさせてくれる。

第Ⅲ部は「社会福祉をめぐる対立軸」と題し、金川、永井、山田省三の3論文を収めている。

金川論文は、社会保障における受給者の選別、そこでの「排除」と「包摂」過程をホームレスの自立支援施策の展開過程から分析する。自立支援施策の展開以降、ホームレスは社会福祉システムに包摂されつつあるようにみえたが、現状の施策のもとでは、支援システムにおける善き対象者でない場合には、新たな排除の可能性が繰り返されている。そして、そのような状況自体が現在の社会福祉システムのもつ脆弱さである点が指摘されている。

永井論文は、日本の精神障害者における措置入院制度が「社会防衛」か「医療保障」か、どのような意味で行われてきたのかについて、措置入院制度の歴史を費用負担の観点から分析する。費用負担の歴史からみると、結果的に両者は結び付いており、2項対立で論じきれない状況であったことを振り返り、現在の精神障害者における処遇の枠組みへの示唆を与えるものとなっている。

そして山田省三論文は、生活保護法の補足性原理を「強制」と「自立」という点から再検討することにより、補足性原理の内容につき立法論的に修正を加えるべきであるとの論を展開する。現在の補足性原理が、親族扶養や資産・能

力の活用という点からみても強制の側面が強く、自立助長が目的ではなく選別の手段として使用されていた点を、イギリス法との比較を通じ、鋭く指摘されている。

最後、まとめとして久塚論文では、「『社会保障法』的議論として再構成する」と題し、社会保障法における研究対象の分析手法について論じる。時代の趨勢に流されがちな社会保障の議論を、「社会保障法」的議論としてきちんと展開していくこと、そしてあらたな制度枠組みや法律改正の議論、社会保障の裁判例を軸に、その中に内在する「複数の考え方」の存在を丁寧にときほぐすこと、これらの重要性をこの論文は気づかせてくれる。社会保障法に携わる研究者や学生、実務家のそれぞれが冷静に議論するための「方法」を、自身の胸に問いかける契機となる論文ではないだろうか。

以上のように、本書の執筆者は、研究対象や分析の視座を異にしているものの、社会保障法学を中心とし、今揺れ動いている制度状況を「社会保障法」的議論から、真摯に追求していきたいと考えている者たちである。その意味で本書は、社会保障制度はこうあるべき、という理念を提示したり、政策を提言したりすることを目指すというよりも、社会保障法における論争の焦点を明らかにすることを目的としている。そのために、社会保障法および制度の基本的な対立軸を際立たせながら歴史・統計等各種資料から丁寧に解きほぐし追求する、問題提起の書である。

その意味で本書は、社会保障の立法過程や施行実態の詳細を解き明かしつつ、既存の法律論に論争を挑んできた久塚純一教授に捧げるにふさわしい作品となったといえよう。

2008年7月

編者を代表して 大曾根 寛
金川めぐみ